

令和 5 年 度

赤穂市健全化判断比率等審査意見書

赤穂市 監 査 委 員

赤 監 報 第 1 5 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔 様

赤穂市監査委員 寺 田 榮 治
赤穂市監査委員 家 入 時 治

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	3
第2	審査の期間	3
第3	審査の方法	3
第4	審査の結果	3
第5	各比率の概要	4
1	健全化判断比率の状況	4
2	資金不足比率の状況	5
第6	審査意見	6
	<健全化判断比率等審査資料>	7

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等に係る審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月23日から令和6年8月19日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	5年度	4年度	増減	早期健全化基準	財政再建基準
実質赤字比率	—	—	—	12.92	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.92	30.00
実質公債費比率	9.5	9.9	△ 0.4	25.0	35.0
将来負担比率	60.0	80.1	△ 20.1	350.0	

※「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	5年度	4年度	増減	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	—	20.0
介護老人保健施設事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0

※「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

第5 各比率の概要

1 健全化判断比率の状況

本市の本年度における健全化判断比率は、次のとおり、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示した指標である。本市の実質収支額は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

(単位：%)

比率名	5年度	4年度	増減	早期健全化基準	財政再建基準
実質赤字比率	—	—	—	12.92	20.00

※「—」は、実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、本市すべての会計の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、本市全体の財政運営の深刻度を示した比率である。本市の連結実質収支額は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

(単位：%)

比率名	5年度	4年度	増減	早期健全化基準	財政再建基準
連結実質赤字比率	—	—	—	17.92	30.00

※「—」は、連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示した比率である。本市の実質公債費比率は9.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ただし、総務省が公表している「地方財政の状況」によると令和4年度決算における市区の平均は4.7%であることから、依然として高い水準にある。

(単位：%)

比率名	5年度	4年度	増減	早期健全化基準	財政再建基準
実質公債費比率	9.5	9.9	△0.4	25.0	35.0

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担する本市の借入金や負債残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示した比率である。

本市の将来負担比率は、60.0%で、前年度に比べて20.1ポイント改善している。これは主に、公営企業債等繰入見込額や地方債の現在高が減少し将来負担額が減少したことによる。

なお、早期健全化基準の350.0%を下回っているが、総務省が公表している「地方財政の状況」によると、市区の平均は、令和4年度において充当可能財源等が将来負担額を上回っているため比率が算定されない状況にある中、本市の比率は依然として高い水準で推移している。

(単位：%)

比 率 名	5年度	4年度	増減	早期健全化 基 準	財政再建 基 準
将 来 負 担 比 率	60.0	80.1	△ 20.1	350.0	

2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算定される。

本市の資金不足比率は、健全化法上の資金不足額が生じないため算定されない。

(単位：%)

会 計 名	5年度	4年度	増減	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	—	20.0
介護老人保健施設事業会計	—	—	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0

※「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

第6 審査意見

令和5年度決算の健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも黒字決算につき過年度と同様算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率についても早期健全化基準を下回るものとなっている。また、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても健全化法上の資金不足額が生じていないことから算定されない。

これらの比率はそれぞれ一定の基準を超えた場合に自治体が財政の健全化等に向けた必要な措置を講ずることを求められる最低限度のものであり、この一定の基準を下回っていることをもって、十分な財政の健全性等を担保するものではない。

今後、本市の財政運営は人口減少や高齢化により税収の大幅な増加が見込めない中、社会保障関係費や公共施設・老朽インフラの維持管理・更新費用の増加及び諸物価の上昇等が予想され、厳しい状況が続くものと見込まれる。引き続き、事業の「選択と集中」により更なる合理化、効率化を図り、健全かつ持続可能な財政運営に努められたい。

健全化判断比率等審査資料

1 実質公債費比率の年度別算定内訳

区 分	決算年度		
	5年度	4年度	3年度
① 公債費充当一般財源等額	1,948,458	1,972,845	1,923,650
② 公営企業の繰出に係る準元利償還金	1,128,045	1,336,495	1,308,533
③ その他公債費として認められる額	13,442	14,981	16,884
④ 上記①のうち基準財政需要額に算入された額	1,189,294	1,225,556	1,207,587
⑤ 上記②のうち基準財政需要額に算入された額	968,082	943,232	933,250
⑥ ①+②+③-(④+⑤)	932,569	1,155,533	1,108,230
⑦ 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	13,294,665	13,228,596	13,521,055
⑧ ⑦-(④+⑤)	11,137,289	11,059,808	11,380,218
実質公債費比率(単年度) ⑥/⑧×100	8.37339	10.44804	9.73821
実質公債費比率(3ヵ年平均)	9.5	9.9	9.7

2 将来負担比率の年度別算定内訳

区 分	決算年度		
	5年度	4年度	3年度
将来負担額			
⑨ 地方債の現在高	26,934,937	27,835,577	29,413,822
⑩ 債務負担行為に基づく支出予定額	7,020	3,626	6,472
⑪ 公営企業債等繰入見込額	11,107,364	13,275,095	14,293,320
⑫ 組合負担等見込額	44,309	56,032	68,887
⑬ 退職手当負担見込額	3,021,687	3,009,127	3,100,350
⑭ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
⑮ 連結実質赤字額等	0	0	0
将来負担額 計 ⑨~⑮ A	41,115,317	44,179,457	46,882,851
充当可能財源等			
⑯ 充当可能基金	5,612,468	4,981,634	4,521,681
⑰ 充当可能特定歳入	6,551,508	6,989,578	7,253,197
うち公営住宅使用料	318,901	340,620	322,954
うち都市計画税	6,232,607	6,648,958	6,930,243
⑱ 基準財政需要額算入見込額	22,261,957	23,342,669	24,544,134
充当可能財源等 計 ⑯~⑱ B	34,425,933	35,313,881	36,319,012
将来負担比率 (A-B)/⑧×100	60.0	80.1	92.8

(単位：千円、%)

対前年度		比		較	
5 - 4		4 - 3		3 - 2	
増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
△ 24,387	△ 1.2	49,195	2.6	45,981	2.4
△ 208,450	△ 15.6	27,962	2.1	67,460	5.4
△ 1,539	△ 10.3	△ 1,903	△ 11.3	△ 2,836	△ 14.4
△ 36,262	△ 3.0	17,969	1.5	49,957	4.3
24,850	2.6	9,982	1.1	△ 13,850	△ 1.5
△ 222,964	△ 19.3	47,303	4.3	74,498	7.2
66,069	0.5	△ 292,459	△ 2.2	689,464	5.4
77,481	0.7	△ 320,410	△ 2.8	653,357	6.1
△ 2.07465		0.70983		0.10136	
△ 0.4		0.2		△ 0.7	

(単位：千円、%)

対前年度		比		較	
5 - 4		4 - 3		3 - 2	
増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
△ 900,640	△ 3.2	△ 1,578,245	△ 5.4	△ 596,723	△ 2.0
3,394	93.6	△ 2,846	△ 44.0	2,536	64.4
△ 2,167,731	△ 16.3	△ 1,018,225	△ 7.1	△ 730,281	△ 4.9
△ 11,723	△ 20.9	△ 12,855	△ 18.7	△ 14,670	△ 17.6
12,560	0.4	△ 91,223	△ 2.9	103,791	3.5
0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—
△ 3,064,140	△ 6.9	△ 2,703,394	△ 5.8	△ 1,235,347	△ 2.6
630,834	12.7	459,953	10.2	676,722	17.6
△ 438,070	△ 6.3	△ 263,619	△ 3.6	△ 58,942	△ 0.8
△ 21,719	△ 6.4	17,666	5.5	△ 54	△ 0.0
△ 416,351	△ 6.3	△ 281,285	△ 4.1	△ 58,888	△ 0.8
△ 1,080,712	△ 4.6	△ 1,201,465	△ 4.9	△ 514,005	△ 2.1
△ 887,948	△ 2.5	△ 1,005,131	△ 2.8	103,775	0.3
△ 20.1		△ 12.7		△ 18.1	

3 全国地方公共団体の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

区 分	決 算 年 度				
	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
調査対象数					
地方公共団体数					
都道府県	47	47	47	47	47
政令指定都市	20	20	20	20	20
市区	795	795	795	795	795
町村	926	926	926	926	926
合計	1,788	1,788	1,788	1,788	1,788
公営企業会計数	5,849	5,917	5,980	6,285	6,426
健全化判断比率等					
(1) 実質赤字比率					
実質赤字額のある団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	1	0	1	0	1
町村	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	0	1
うち実質赤字比率が早期健全化基準以上の団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
うち財政再生基準以上の団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
(2) 連結実質赤字比率					
連結実質赤字額のある団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	1	0	0
合計	0	0	1	0	0
うち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
(3) 実質公債費比率					
実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	1	1	1	1	1
町村	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	1
うち財政再生基準以上の団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	1	1	1	1	1
町村	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	1

(単位 団体、会計、%)

区 分	決 算 年 度				
	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
団体種類別の実質公債費比率の平均(※加重平均値)					
都道府県	10.1	10.1	10.2	10.5	10.9
政令指定都市	6.8	7.1	7.3	7.3	8.0
市区	4.7	4.7	4.7	4.9	5.1
町村	7.5	7.5	7.6	7.7	7.7
市区町村合計(政令指定都市含)	5.5	5.5	5.7	5.8	6.1
実質公債費比率の段階別分布状況(市区)					
35%以上	1	1	1	1	1
25%以上35%未満	0	0	0	0	0
18%以上25%未満	0	0	1	2	4
18%未満	794	794	793	792	790
合計	795	795	795	795	795
(4) 将来負担比率					
将来負担比率が早期健全化基準以上である団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	1	1
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	1
団体種類別の将来負担比率の平均(※加重平均値)					
都道府県	154.4	160.3	171.3	172.9	173.6
政令指定都市	67.6	72.8	86.0	91.6	97.6
市区	-	0.6	8.4	9.6	9.8
町村	-	-	-	-	-
市区町村合計(政令指定都市含)	8.8	15.4	24.9	27.4	28.9
将来負担比率の段階別分布状況(市区)					
350%以上	0	0	0	1	1
300%以上350%未満	0	0	1	0	0
200%以上300%未満	2	2	2	1	1
100%以上200%未満	32	43	74	92	96
100%未満	761	750	718	701	697
合計	795	795	795	795	795
(5) 資金不足比率					
資金不足額がある公営企業会計数					
都道府県	2	2	2	3	3
政令指定都市	2	3	3	2	2
市区	12	20	24	52	54
町村	12	17	15	24	17
一部事務組合等	1	2	5	11	10
合計	29	44	49	92	86
うち資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	1	1	0	0
市区	1	2	3	3	4
町村	3	4	5	1	2
一部事務組合等	0	0	0	1	1
合計	4	7	9	5	7
資金不足額がある主な事業別公営企業会計数					
病院事業	14	20	33	65	62
宅地造成事業	2	3	3	6	9
交通事業	4	7	6	3	3
観光施設事業	0	2	1	3	3
下水道事業	6	7	5	11	6
水道事業	0	0	0	0	1

※調査資料：総務省「令和6年版地方財政白書」